

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和7年3月11日(2025.3.11)

【公開番号】特開2022-167787(P2022-167787A)

【公開日】令和4年11月4日(2022.11.4)

【年通号数】公開公報(特許)2022-203

【出願番号】特願2022-38203(P2022-38203)

【国際特許分類】

C 09 D 11/328 (2014.01)

10

B 41 J 2/01 (2006.01)

B 41 M 5/00 (2006.01)

C 09 D 11/38 (2014.01)

【F I】

C 09 D 11/328

B 41 J 2/01 501

B 41 M 5/00 100

B 41 M 5/00 120

C 09 D 11/38

20

【手続補正書】

【提出日】令和7年3月3日(2025.3.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

蛍光染料によって染着された樹脂粒子、及びキナクリドン顔料を含有するインクジェット用の水性蛍光インクであって、

前記蛍光染料が、キサンテン骨格を有する塩基性染料を含み、

前記樹脂粒子が、シアノ基含有ユニットを含み、

前記キナクリドン顔料の含有量(質量%)が、前記蛍光染料の含有量(質量%)に対する質量比率で、1.0倍以下であることを特徴とする水性蛍光インク。

【請求項2】

前記蛍光染料の含有量(質量%)、及び前記キナクリドン顔料の含有量(質量%)の合計が、インク全質量を基準として、0.10質量%以上1.50質量%以下である請求項1に記載の水性蛍光インク。

【請求項3】

前記樹脂粒子の含有量(質量%)が、前記キナクリドン顔料の含有量(質量%)に対する質量比率で、9倍以上100倍以下である請求項1又は2に記載の水性蛍光インク。

【請求項4】

前記樹脂粒子の体積基準の粒度分布の累積50%粒子径が、140nm以上300nm以下である請求項1乃至3のいずれか1項に記載の水性蛍光インク。

【請求項5】

前記キナクリドン顔料が、2種以上のキナクリドン顔料で構成される固溶体顔料である請求項1乃至4のいずれか1項に記載の水性蛍光インク。

【請求項6】

前記キナクリドン顔料の含有量(質量%)が、前記蛍光染料の含有量(質量%)に対する

50

質量比率で、0.1倍以上である請求項1乃至5のいずれか1項に記載の水性蛍光インク。

【請求項7】

前記キナクリドン顔料の含有量(質量%)が、インク全質量を基準として、0.01質量%以上0.70質量%以下である請求項1乃至6のいずれか1項に記載の水性蛍光インク。

【請求項8】

前記樹脂粒子の含有量(質量%)が、インク全質量を基準として、1.00質量%以上10.00質量%以下である請求項1乃至7のいずれか1項に記載の水性蛍光インク。

【請求項9】

前記蛍光染料の含有量(質量%)が、インク全質量を基準として、0.01質量%以上5.00質量%以下である請求項1乃至8のいずれか1項に記載の水性蛍光インク。

【請求項10】

前記樹脂粒子に占める、前記蛍光染料の割合(質量%)が、1.0質量%以上15.0質量%以下である請求項1乃至9のいずれか1項に記載の水性蛍光インク。

【請求項11】

前記塩基性染料が、C.I.ベーシックレッド1、C.I.ベーシックレッド1:1、C.I.ベーシックバイオレット11、及びC.I.ベーシックバイオレット11:1からなる群より選択される少なくとも1種である請求項1乃至10のいずれか1項に記載の水性蛍光インク。

【請求項12】

インクと、前記インクを収容するインク収容部とを備えたインクカートリッジであって、

前記インクが、請求項1乃至11のいずれか1項に記載の水性蛍光インクであることを特徴とするインクカートリッジ。

【請求項13】

インクをインクジェット方式の記録ヘッドから吐出して記録媒体に画像を記録するインクジェット記録方法であって、

前記インクが、請求項1乃至11のいずれか1項に記載の水性蛍光インクであることを特徴とするインクジェット記録方法。

10

20

30

40

50